

安心して、自分らしく暮らし続けるために

恵庭市成年後見 支援センターのご案内

お困りの方、将来に不安のある方は、お気軽にご相談を！

親の後見人になったけど、裁判所への報告はどうしたらいいか教えてほしいな。

お父さんの物忘れが増えてきたみたい。自分でお金の管理ができるのか不安です。

障がいを抱えている子どもの将来が心配。

認知症のお母さんが消費者被害にあった。これからの暮らしは大丈夫かしら？

成年後見支援センターが相談に応じます

お年寄りや障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人のさまざまな権利が守られるよう支援いたします。

また、「成年後見制度」利用についての助言や、手続き支援を法律に関する関係機関と連携を図りながら行い、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりや、作成後見人になった方からの相談、報告書の作成などをお手伝いいたします。

お問い合わせ

恵庭市成年後見支援センター

TEL.0123-32-0007 FAX.0123-29-5833

恵庭市末広町124番地
(恵庭市社会福祉協議会内)
E-mail:syakyo@eniwa-syakyo.or.jp

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類があります。

法定後見制度：すでに判断能力が十分でない人を支援します。

本人の判断能力のある順に「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者（補助人・保佐人・成年後見人）を決定します。

任意後見制度：将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自分が将来お願いする内容と援助者（任意後見人）を決め、公正証書で契約します。

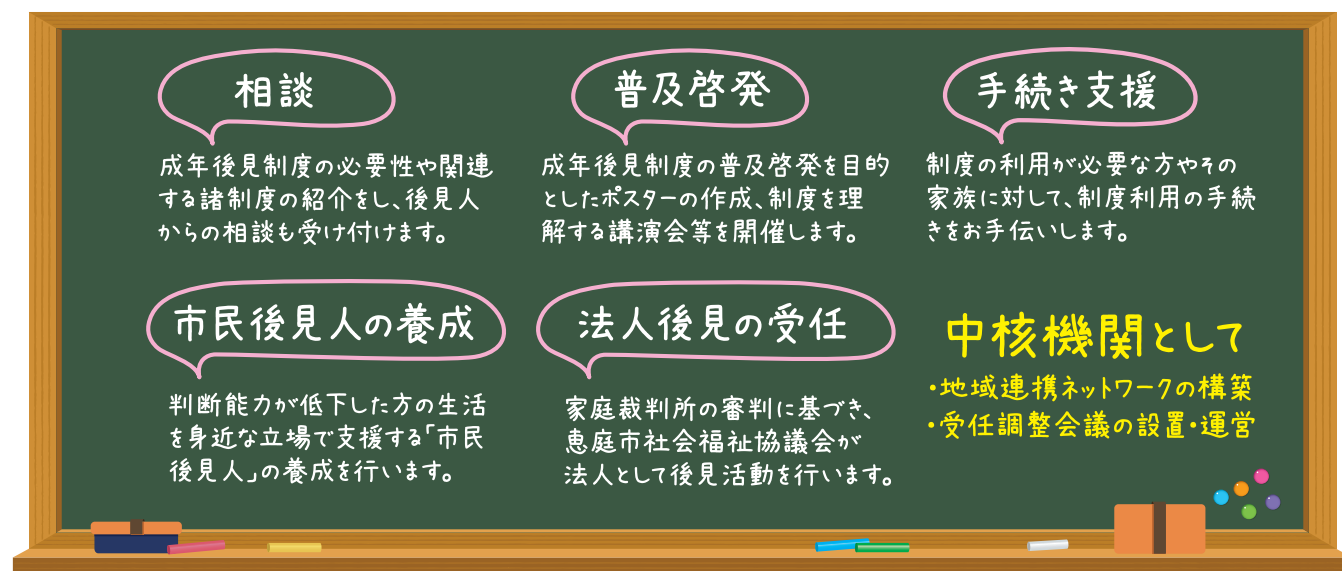
成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「**身上監護**」と「**財産管理**」です。（補助・保佐の場合は、援助者に付与された権限の範囲）

身上監護：本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかわる諸手続のお手伝いをすることです。

財産管理：不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理することです。

恵庭市成年後見支援センターではこのような事業を行っています。



恵庭市成年後見支援センター

恵庭市末広町124番地（恵庭市社会福祉協議会内）

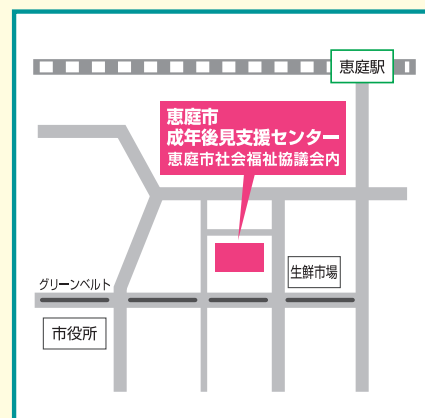
TEL.0123-32-0007

FAX.0123-29-5833

E-mail:syakyo@eniwa-syakyo.or.jp

【開設時間】月曜日～金曜日／AM8:45～PM5:15

土・日・祝日・年末年始はお休みとなります。



令和5年5月作成